

○湯浅町改良住宅設置及び管理条例

平成17年9月30日条例第14号

改正

平成21年3月27日条例第7号

平成23年3月17日条例第9号

平成25年3月29日条例第17号

平成26年6月23日条例第14号

湯浅町改良住宅設置及び管理条例

湯浅町改良住宅設置及び管理条例（昭和46年条例第20条）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この条例は、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「法」という。）及び住宅地区改良法施行例（昭和35年政令第128号。以下「令」という。）並びに小集落地区等改良事業制度要綱（昭和57年4月5日付け建設省住整発第26号。以下「要綱」という。）に基づく改良住宅並びに小集落改良住宅の設置及び管理について法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅地区改良事業 法第2条第1項に規定する事業をいう。
- (2) 改良地区 法第2条第3項に規定する区域をいう。
- (3) 改良住宅 法第2条第6項に規定する住宅及びその附帯施設をいう。
- (4) 小集落改良事業 要綱第2の1に規定する事業をいう。
- (5) 小集落改良地区 要綱第2の4に規定する区域をいう。
- (6) 小集落改良住宅 要綱第2の7に規定する住宅及びその附帯施設をいう。

（設置及び家賃）

第3条 本町に改良住宅並びに小集落改良住宅（以下「改良住宅等」という。）を設置する。

2 改良住宅等及びその毎月の家賃は、別表第1のとおりとする。

（入居者の資格）

第4条 改良住宅に入居させるべき者は、次ぎに掲げる者で改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。

- (1) 次に掲げる者で本町の住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失ったもの
- ア 改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区的指定の日後に別世帯を構成するに至った者を除く。
- イ アただし書に該当する者及び改良地区的指定の日後に改良地区内に居住するに至った者。ただし、令第8条で定めるところにより、町長が承認した者に限る。
- ウ 改良地区的指定の日後にア又はイに該当する者と同一の世帯に属するに至った者
- (2) 前号ア、イ又はウに該当する者で改良地区的指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失ったもの
- (3) 前2号に掲げる者と同一の世帯に属する者
- (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (5) 町税を滞納していない者であること。

2 小集落改良住宅に入居させるべき者は、次ぎに掲げる者で小集落改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。

- (1) 本町の小集落改良事業の施行に伴い住宅を失った世帯に属する者
- (2) 事業計画承認の日以後に小集落改良地区内において災害により住宅を失った世帯に属する者
- (3) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (4) 町税を滞納していない者であること。

(入居の申込み)

第5条 前条に規定する入居資格のある者で、改良住宅等に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

(入居の手続)

第6条 改良住宅等の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に入居の手続をしなければならない。

(公募による入居等)

第7条 町長は、第4条の規定により改良住宅等に入居することができる者が改良住宅等に入居せ

ず、又は居住しなくなった場合は、当該改良住宅等の入居者を公募するものとする。

- 2 前項の規定により入居者の公募をする場合は、湯浅町公営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第35号。以下「公営住宅条例」という。）第4条から第12条までの規定を準用する。この場合において、公営住宅条例第6条第2号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はウ」と読み替え、同号ア中「21万4千円」とあるのは「13万9千円及び同号ウ中「15万8千円」とあるのは「11万4千円」と、それぞれ読み替えるものとする。

（準用）

第8条 第4条から前条までに定めるもののほか、改良住宅等の管理については、公営住宅条例第13条、第14条、第17条から第31条まで、第38条、第39条、第40条から第56条までの規定を準用する。ただし、公営住宅条例第27条から第31条までの規定は、方津戸団地及び北栄北団地に限り準用する。

（委任）

第9条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の規定により行われた手続その他の行為は、この条例による改正後の相当規定により行われたものとみなす。

附 則（平成21年3月27日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成21年3月31日以前において、別表第1の改良住宅に入居している者の平成21年度から平成24年度までの同表方津戸団地の家賃の額は、同表の規定による家賃の額から旧家賃の額を控除して得た額に次表に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に旧家賃の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成21年度	0.20
平成22年度	0.40

平成23年度	0.60
平成24年度	0.80

附 則 (平成23年3月17日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年3月31日以前において、第3条別表第1の改良住宅に入居している者の平成23年度から平成26年度までの同表北栄北団地の家賃の額は、同表の規定による家賃の額から旧家賃の額を控除して得た額に次表に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に旧家賃の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成23年度	0.20
平成24年度	0.40
平成25年度	0.60
平成26年度	0.80

附 則 (平成25年3月29日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第7条第2項の適用については、施行の日以後に入居する者から適用し、現に入居している者については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年6月23日条例第14号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

名称	位置	種別	家賃
東元山1団地	湯浅町大字湯浅	改良住宅	月額(1戸につき) 4,500円

東元山2団地	湯浅町大字湯浅	改良住宅	月額（1戸につき）4,500円
東元山3団地	湯浅町大字湯浅	改良住宅	月額（1戸につき）4,500円
西の谷1団地	湯浅町大字湯浅	改良住宅	月額（1戸につき）4,500円
西の谷2団地	湯浅町大字湯浅	小集落改良住宅	月額（1戸につき）4,500円
横浜1団地	湯浅町大字湯浅	改良住宅	月額（1戸につき）4,500円
宮西1団地	湯浅町大字湯浅	改良住宅	月額（1戸につき）4,500円
宮西2団地	湯浅町大字湯浅	改良住宅	月額（1戸につき）4,500円
宮西3団地	湯浅町大字湯浅	改良住宅	月額（1戸につき）4,500円
宮西4団地	湯浅町大字湯浅	小集落改良住宅	月額（1戸につき）4,500円
宮西北団地	湯浅町大字湯浅	改良住宅	月額（1戸につき）4,500円
横田団地	湯浅町大字栖原	改良住宅	月額（1戸につき）4,500円
横田（小集落）団地	湯浅町大字栖原	小集落改良住宅	月額（1戸につき）4,500円
山本団地	湯浅町大字湯浅	改良住宅	月額（1戸につき）4,500円
野下1団地	湯浅町大字湯浅	小集落改良住宅	月額（1戸につき）4,500円
出水団地	湯浅町大字湯浅	小集落改良住宅	月額（1戸につき）4,500円
<u>方津戸団地</u>	湯浅町大字栖原	改良住宅	<u>湯浅町公営住宅設置及び管理条例</u> <u>第15条及び第16条を準用する。</u>
<u>北栄北団地</u>	湯浅町大字湯浅	改良住宅	<u>湯浅町公営住宅設置及び管理条例</u> <u>第15条及び第16条を準用する。</u>

(同居の承認)

第13条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「施行規則」という。）第10条で定めるところにより、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしてはならない。

(1) 当該承認による同居の後における入居者に係る収入が第6条2号に規定する金額を超えるとき。

(2) 入居者が同居させようとする者が暴力団員であるとき。

3 町長の承認に関する事項は、規則で定める。

(入居の承継)

第14条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、施行規則第11条で定めるところにより、町長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により町長の承認を受けようとする者は、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 規則で定める資格を有する連帯保証人2人以上の連署する請書を提出すること。

(2) 第19条に規定する敷金を納付すること。

3 町長は、特別の事情があると認める者に対しては、前項第1号の請書の連帯保証人の連署を必要としないこととすることができます。

4 町長は、第1項の引き続き当該町営住宅に居住を希望する者（同居する者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

5 町長は、偽りその他不正の行為によって第1項の承認を受けた者に対して、その承認を取り消すことができる。

6 第1項の町長の承認に関する事項は、規則で定める。

(家賃の決定)

第15条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第27条及び第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、町営住宅の入居者から次条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第33条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者がその請求に応じないときは、当該入居者に係る町営住宅の家賃は、近傍同種

の住宅の家賃とする。

- 2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定めるものとする。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。
(収入の申告等)

第16条 町営住宅の入居者は、毎年度、規則で定めるところにより、町長に対し、その収入を申告しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該認定した収入の額を町営住宅の入居者に通知するものとする。
- 3 町営住宅の入居者は、前項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において町長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(家賃の納付)

第17条 町長は、町営住宅の入居者から、第12条第5項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明渡した日（第30条第1項又は第34条第1項の規定による明渡しの請求があったときは当該明渡しの期限として指定した日又は明渡した日のいずれか早い日、第39条第1項の規定による明渡しの請求があったときは当該明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

- 2 町営住宅の入居者は、毎月分の家賃をその月の25日までに納付しなければならない。
- 3 町営住宅の入居者が新たに町営住宅に入居した場合又は町営住宅を明渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。
- 4 町営住宅の入居者が第38条に規定する手続きを経ないで町営住宅を立退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第18条 町長は、次に掲げる特別の事情がある場合において、必要があると認めるとときは、規則で定めるところにより、家賃を減免し、又は家賃の徴収を猶予することができる。

- (1) 町営住宅の入居者又はその同居者の収入が著しく低額である場合
- (2) 町営住宅の入居者又はその同居者が病気にかかっている場合
- (3) 町営住宅の入居者又はその同居者が災害により著しい損害を受けた場合
- (4) 制度移行に伴って必要と認める場合
- (5) その他前4号に準ずる特別の事情がある場合

(敷金)